

保育実習事前指導における ルーブリックの作成と活用の試み

— 自律的なルール遵守を促すために —

Developing and Using Rubric
in Preparatory Instruction for Childcare Internships:
To motivate autonomous compliance with rules

末 廣 杏 里*・岡 村 泰 敬*・高 山 静 子*
SUEHIRO Anri, OKAMURA Yasuhiro, TAKAYAMA Shizuko

要旨

保育士養成に携わる教員は、子どもの最善の利益を保障できる保育士を養成するため、学生や実習施設、子どもに対して倫理的責任を負っている。各養成校では養成教育の質を保証する方策の一つとして実習実施のための履修要件やGPAの基準値、そして実習指導のルール遵守に関する規約を定めている場合もある。

そこで本研究は、学生が自律的に授業のルールを理解し遵守できるよう、保育実習の事前指導において到達目標とルールを明示したルーブリックの作成を試み、そのプロセスと効果について考察する。教員が作成したルーブリックを活用する方法、及び学生がルーブリックの作成に関与する2つの方法を取り、それぞれにルーブリックを活用しない年度との比較を行った。また、学生のルーブリック作成の関与の度合いによる比較を行った。

研究の結果、ルーブリックの活用によって学生の課題提出に改善の傾向が確認された。また学生のルーブリック作成への関与による効果は、明確な数値差が見られなかった。そしてルーブリック活用の意義として、学生の目標の明確な理解と客観的な自己理解の促進、作成のプロセスが教員の指導の振り返りの機会となること、活用による評価の客観性の担保などが挙げられた。

実習生としてふさわしくない行動を示す規定とは異なり、ルーブリックは実習生として望ましい行動を具体的に示す点で優れている。教員がルーブリックを教材として適切に活用することで、より学生の自律的なルール遵守や学習につながると考えられた。

キーワード：保育士養成 保育実習事前指導 自律性 動機づけ ルーブリック

*東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 Toyo Univ. Faculty of Human Life Design
連絡先：〒115-8650 東京都北区赤羽台1-7-11

I 問題の所在

1. 保育士資格取得の仕組みと課題

各保育士養成課程は、厚生労働省による「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(令和元年9月4日子発0904第6号改正)に則り運営するよう定められている。同基準の「保育実習実施基準」においては、保育士資格取得のための実習の目的・種別・履修の方法・実習施設等が示されており、各養成校は、その基準に沿って実習教育を展開するよう求められている。筆者らの所属する東洋大学(以下本学と示す)においては2年次修了後に保育実習Ⅰ(保育所以外の児童福祉施設等)、3年次に保育実習Ⅰ(保育所)、4年次に保育実習Ⅱ(保育所)または保育実習Ⅲ(施設)の順で現場実習が実施される。そして各実習の前後には、その事前・事後指導として、保育実習指導Ⅰ(施設)、保育実習指導Ⅰ(保育所)、保育実習指導Ⅱ(保育所)または保育実習指導Ⅲ(施設)を実施している。履修学生は、実習ごとに①事前指導・②現場実習・③事後指導の過程を繰り返し、座学と実学を往還しながら保育士としての資質や能力を修得していく。

「指定保育士養成施設」である養成校は、学生を学外の実習施設に送り出すにあたって適切な指導を行う社会的責任を負っている。2020年には一般社団法人全国保育士養成協議会より、「保育士養成倫理綱領」¹(令和2年6月20日制定)が策定された。その前文では、「指定保育士養成施設の全ての教職員等(以下「教職員等」という)は、児童の最善の利益を保障できる保育士を養成するために最大限の努力をする」と宣言されている。続く本文では、養成校が担う専門職としての価値が示され、学生や実習先、所属機関とその同僚、児童と家庭、社会及び保育現場に対する倫理的責任について明文化がなされている。すなわち、養成校の教職員は、大学内における学生への教育活動を通じて、学生や同僚だけでなく、実習先や就職先とその先に存在する子どもたちに対し、社会的責務を担うことが明記されている²。また同綱領のⅡ「実習施設に対する倫理的責任」においては、Ⅱ-4「教職員等は、一定の要件を満たした学生に実習の履修を認め、必要に応じて実習施設にその要件を説明する」、Ⅱ-5「教職員等は、学生が実習に参加することが適切であると認められない場合、児童の権利を保障するための必要な措置を講じる」と示されている。さらに2021年に作成された「保育士養成倫理綱領ハンドブック」³ではより具体的な記述がなされ、養成校は質の高い保育士養成を行うため、履修にあたって必要な科目履修や単位取得、GPA値等の一定の基準を設け、その基準に満たない場合は、基準を満たせるよう指導を行うこと、加えて、提出物の期限や遅刻・欠席など基本的なルールを守ることは、実習においても不可欠な事項と明示されている。以上のように養成校は、実習生の先に存在する子どもの最善の利益のために社会的責任を負っており、学生が事前指導において時間管理や提出物等の基本的ルールを遵守することは、実習生として、また保育士として必須の事項とされている。

保育士や幼稚園教諭の養成を中心とする養成校では、大学・学部・学科・教育センターレベルで実習全体の規定や規約をもつ場合も多い。実習に必要なGPAや履修科目の規定や、事前授業の出席回数や提出物のルールを定めている養成校もある。加えて、学生または学生と保証人が学長・学科長宛に、ルールを遵守できなかった場合には実習を辞退する旨の承諾書または誓約書を提出する養成校もある。他にも、教員間での内規を作成し、それによって実習の中止を決める方法もとられている。指

導方法としてルール違反に対してイエローカードを累積し、規定回数を超えると実習中止とする仕組みをつくり基準に至らない場合は実習を中止するという取り組みも行われている。このように各養成校にて様々な方策が立てられ、学生が提出物や授業態度等の基本的ルールを遵守することは、養成教育の質保証の要件として共通の課題となっていることがわかる。

2. 本学における養成教育の質保証のための仕組みと課題

本学の現行の仕組みにおいては、入学後初めての实習にあたる保育実習Ⅰ（施設）の履修要件として、「保育原理」、「社会的養護」、「保育内容総論」の単位を修得済みであることを規定している。課題提出や授業出席など実習に向けた心構えや基本的なルールを伝達する機会としては、毎年二度にわたってルール周知の場を設けている。一度目は毎年4月に各学年対象に行われるガイダンス時、そして二度目は実習指導の授業時である。伝達の方法は、ルールが記載された資料の配布、及び教員からの口頭説明であり、文書や口頭による言葉でのルール伝達が中心である。

実習の事前指導の科目担当者は、欠席や課題を締切り後に提出するなどの学生がいた場合には、個々のケースごとに授業担当者が協議して個別に連絡をとり、授業外の時間で面談や反省文の提出等様々な個別指導を行っている。しかし行動の背景にある要因も様々であり、改善が容易でないケースも少なくない。

本学では、月に一度専攻の教員全員が参加する実習会議があり、保育士・幼稚園教諭・社会福祉士の各実習の情報共有を行っている。そこでは学生を守り、実習施設への社会的責任を果たすために、学生のルール遵守に関する新たな方策について議論を重ねてきた。他大学の規定や誓約書、承諾書等の仕組み等を取り入れる検討も行ったが、数値の基準によって実習を制限することへの反対意見もあった。このような議論の過程で、本来実習は学生自身のものであり、事前指導の授業を通して学生の主体的な姿勢を引き出す必要があるにもかかわらず、教員が繰り返しルールを指導することによって、学生の他律的・受け身的な姿勢を引き出しているのではないか、という問題意識が浮かび上がってきた。

3. 自律的なルール遵守に向けたルーブリック活用の試み

これまで専攻の各教員は、ゼミや授業でグループ活動を多く取り入れ、学生の主体的で対話的な学びを促してきた。現場とつながり、課題解決を促すサービス・ラーニングを行っているゼミも多い。専攻では、学生の主体的な学習環境としてピアノ練習室や専攻の学習室、保育実習室や実習準備室の充実を図ってきた。月3回行われる専攻会議では学生の個別の情報を共有し、1～4年のゼミでは、教員は必要な学生に個別に面談を重ね丁寧な支援を行っている。

このような専攻の文化にあった方法として、実習の事前授業にルーブリックを用いることによって学生自身が授業のルールを自律的に遵守する仕組みづくりができないか検討することとした。科目担当で協議を行い、実習会議で提案し、2022年度の保育所の実習事前指導で試行することとした。

そこで本研究では、学生が実習に向けて自律的にルールを理解し遵守できるよう、学生の主体的な姿勢を促進する学習方法としてルーブリックの活用を試み、その意義を検討することとする。筆者らが担当する実習の事前指導において、ルーブリックを試験的に作成し、学生の自律的なルール遵守を

促進することができるのか、そして自律的な行動を促すポイントは何か、という問題に焦点を当て、実践的に検討することとする。

II 研究の目的と方法

1. 教育におけるルーブリックの活用

ルーブリックは、レポート・演技などのパフォーマンスの評価や、アクティブ・ラーニングのプロセスの評価に用いられる評価方法の一つである。協同学習やポートフォリオの作成など主体的・対話的で深い学びを促す学習方法が広がるとともに、その評価方法の難しさが浮き彫りとなってきた。表現力やコミュニケーションなどペーパーテストでは評価が困難な能力を適切に評価する方法の一つがルーブリックである⁴。また、教育評価のあり方も、相対評価から目標に準拠した評価へと移行するとともに学習の目標を明記するルーブリックが注目された⁵。

日本では1998年の学習指導要領の改訂を契機に、初等中等教育にてルーブリックの活用が推奨され、教育におけるルーブリック研究が進んできた。大学教育では、中央教育審議会(2012)から出された答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」において、学習成果を把握する具体的な方策の一つとしてルーブリックが取り上げられた。星ら(2020)は、大学教育におけるルーブリックの活用に関する研究動向の調査を行い、2017年以降に多くのルーブリック研究が行われており、多くは医療・福祉系の学部であり、実習・演習を対象としたルーブリックであることを明らかにしている⁶。

ルーブリックは、学習者が学習の到達度の自己評価を助ける方法の一つでもある。スティーブンスら(2014)はルーブリックを「ある課題について、できるようになってもらいたい特定の事柄を配置するため道具」⁷と定義し、教員が学生に対してある課題に対する到達目標を示すことにより、教員と学生とで教育目標を共有することができるとしている。またルーブリックを活用することにより、教員が学生にタイミング良くフィードバックを行い、学生はそのフィードバックを活用することができる⁸(スティーブンスら, 2014)。

2. 学外実習においてルーブリックを活用する効果に関する先行研究

ルーブリックは学外実習に関連する授業で活用されており、その活用効果についての研究がある。ルーブリックを実習で活用する効果としては学生に対する効果と、教員や現場の指導者に対する効果が挙げられている。

学生への効果では、学生自身の学習目標の把握、課題の明確化を助ける点が挙げられている。在宅看護実習を履修している学生を対象にしたルーブリック自己評価を活用した利点として、「学生自身が実習目標に対する到達度が把握しやすい」、「学生自身の課題が明確になった」ことなどがあげられ、学生がルーブリック評価表を多く活用することで、実習中の自己課題を見出し、実習目標の達成を目指していることを明らかにした(深山ら, 2018)⁹。看護の臨床実習でルーブリックを活用する兒玉ら(2021)¹⁰は、予め学生にルーブリック評価を提示することで、臨床実習において求められている点を事前に確認することができ、実習を終えた学生は自己評価を行い、学生自身の振り返りとして活

用することができることを挙げている。家吉ら（2021）は、看護過程能力ルーブリック評価表の教育的効果などに関して、学生と教員へ行ったアンケート調査から、学生がルーブリックを使用することで、学生自身が自己課題を見出し、学習状況が把握できる学習ツールであることを明らかにしている¹¹。宗内ら（2020）の総合看護実習におけるルーブリックの学習効果に関する研究では、インタビュー調査の結果、学生は自発的学習活動への動機づけ、自己評価の実践という学習効果を認識していたことが明らかにされた¹²。

ルーブリックを活用した際の教員や指導者への効果としては、教員間の評価や教員と実習先との評価を一定にできることと、指導力の向上が挙げられている。加藤ら（2017）は、保育実習にルーブリックを導入するメリットとして、異なる者が評定しても評定基準が一定になりやすいことと、実習園にルーブリックを提示することで、どのようなことを目指して学生を教育しているのかを明確に伝えることができることをあげている¹³。尾崎ら（2017）も、学外実習の評価にルーブリックを導入することで、学生・教員・現場指導者間で評価基準を共有することができることを挙げ、保育所所長へのインタビュー調査ではルーブリック形式の方が学生の評価がしやすいという結果を得ている¹⁴。在宅看護実習においてルーブリック評価を導入した作山ら（2022）は、指導者への調査を行った結果、肯定的評価には「実習達成目標の理解」「学生指導のしやすさ」「学習達成目標の到達状況の把握」があり、ルーブリックの活用は指導者側の教育技法の向上にも寄与すると考察している¹⁵。

このように看護を中心に、実習にルーブリックを活用した研究は多く、学生、教職員共に効果が確認されているが、実習の事前指導の授業における活用に関する研究は少ない。特に保育実習の事前指導においてルーブリックを作成、活用した研究は見られない。

3. ルーブリックの作成方法

ルーブリックは、評価の観点と度合いを示す尺度を軸とした表で表す。それぞれの尺度には、客観的に観察が可能な記述語を選択する¹⁶。

スティーブンスら（2014）はルーブリックを作成する段階として4つの段階を示している。第1段階「振り返り」では、学生に何を求めているのか、学生に期待していることは何かを振り返る。第2段階「リストの作成」では学習目標は何かについて焦点を絞り、第3段階「グループ化と見出し付け」で第1段階と第2段階で振り返った結果をまとめて課題に期待する事項をグループ化する。最後の第4段階「表の作成」では、第3段階で得られた評価観点と評価基準をルーブリックの最終形式に当てはめていく¹⁷。

ルーブリックの作成は、教職員のみで行う場合と、学習者である学生が参加する場合がある。教職員が作成する方法には、TAと作成するルーブリック、学習支援スタッフと作成するルーブリック、同僚教員と作成するルーブリックがあり、関係者を加えて作成するとメリットが高いことが示されている（スティーブンスら、2014）¹⁸。

学生が参加して作成する方法には、学生の関与が議論などに限定される「提示モデル」、学生の意見がある程度活かされる「回収箱モデル」、学生がすべての準備を行い作成したルーブリックを教員が採用するか判断をする「4×4モデル」がある（スティーブンスら、2014）¹⁹。

4. 研究の目的と方法

本研究の目的は、保育実習の事前指導の授業において、自律的にルールを遵守する一助となるルーブリックの試案を作成し、そのプロセスと効果について考察することである。本研究は保育実習の事前教育の授業内容や指導方法の検討を行い、ひいては保育士の養成教育の質の向上に寄与することをめざすものである。

本研究では、学生がルーブリックの項目作成に関与する方法と、教員のみで実習ルーブリックを作成する二つの方法をとる。そしてそれぞれにルーブリックを活用していない年度との比較を行う。また教員が作成したルーブリックの活用と、学生が作成に関与したルーブリックの活用と比較、すなわち学生の関与の度合いによる比較を行う。ルーブリックを作成し活用する授業は、保育所の実習の事前指導である「保育実習指導Ⅰ（保育所）」と、「保育実習指導Ⅱ（保育所）」である（以下「保育実習指導Ⅰ（保育所）」は、保育実習指導Ⅰ、「保育実習指導Ⅱ（保育所）」は保育実習指導Ⅱ、と記載する。）。

本研究では、保育実習指導Ⅰの授業は、学生がルーブリックの項目の作成に関与する。保育実習指導Ⅱでは、教員が作成したルーブリックを用いる。

本研究は、ルーブリックの試案を作成しその効果について検討することを目的とするため、アクション・リサーチの方法を用いる。アクション・リサーチとは、「実践を通しての研究」であり、秋田ら（2001）²⁰は、実践研究を「研究者が対象について働きかける関係をもちながら、対象者に対する援助と研究（実践）を同時に行っていく研究」としており、研究者が対象者に何らかの形で関与していくことになる（中村、2008）²¹。本研究の研究者は、授業の実践者でもある。保育実習指導Ⅰは、教員5名、保育実習指導Ⅱは教員4名が担当する。内教員3名は両方の科目を兼任している。本研究は施設実習と保育所実習のすべての学生指導に関わる教員2名と、保育実習指導Ⅰと保育実習指導Ⅱを兼任する1名の教員の3名で行う。

倫理的配慮として、対象者にルーブリックの作成及び評価の趣旨を科目担当教員が書面と口頭で説明を行った。学生が評価したものをデータとして分析すること、データの提供は本人の自由意思であり、データの提供の可否は成績に影響しないこと、途中辞退も可能であること、個人情報の保護と匿名性の確保について説明した。また対象者には学会及び学会誌等に掲載することの同意を得た。なお、本研究は東洋大学ライフデザイン学部研究等倫理委員会から承認されている（承認番号：L2022-005S）。

Ⅲ 教員によるルーブリックの作成

1. 対象となる授業の概要

教員が作成したルーブリックを活用する授業は、4年次前期の保育実習指導Ⅱである。授業の対象は4年生であり、そこまでに保育実習Ⅰ（施設）と保育実習Ⅰ（保育所）を経験している。保育実習Ⅱ（保育所）は、施設または保育所を選択する。2022年度に保育所での実習を選択した履修者、すなわち保育実習指導Ⅱの履修者は57名であった。

本章では、教員によるルーブリック作成の手順と授業の実施の概要について記述する。ルーブリッ

ク作成のプロセスは、再現性を高めることができるように詳細に示すこととする。以下の2～6までを一人の教員が行い、作成したルーブリックの試案を授業担当の教員全員で協議し修正して配布した。

2. 手順①「実習の手引き」からのルールの抽出

ルーブリックを作成するために、まず行ったのは本学の「実習の手引き 2021年度版」(A5版、35ページ)から学生にルールとして示している部分を抽出することである。「実習の手引き」は、保育実習事前事後指導を担当する教員が作成し、保育実習Ⅰ(施設)、保育実習Ⅰ(保育所)、保育実習Ⅱ、Ⅲの事前事後指導のテキストとして指導に用いている。

「実習の手引き」から、「～すべき」、「～しなければならない」、「必要がある」、「～すること」等、実習生として守るべきことが示されている文章を抽出した結果、70の文章が抽出された。抽出された項目を内容の類似性に基づいて類型化したところ、以下のように5つに類型化された。①実習の事前の指導に関するルール、②実習の事後の指導に関するルール、③実習先との連絡や実習先とのオリエンテーションに関するルール、④実習訪問担当教員との事前面談に関するルール、⑤実習中のルールの5つである。

3. 手順② 実習開始前のルールへの絞り込み

これらの項目を保育実習開始前の事前指導で活用するために、実習を開始する前のルールだけに絞り込んだ。その結果19の文章が抽出された。一つの文章に複数の内容が含まれる場合には、それぞれに含まれる内容に下線を引き二つの項目として扱った。またルーブリックの項目を作成する途上で、「実習の手引き」には明記していないが学生には授業やオリエンテーションの際に口頭で説明している項目が発見された。そのため、その他のルールにこの口頭で説明しているルールを二項目加えた。図表1では○印で示す。

これらを内容の類似性により類型化した結果、①授業への出席・遅刻・早退、②事前授業での学習への取り組み、授業課題への取り組み、③実習先への連絡、書類の提出、訪問教員への連絡、④その他の4つに類型化された(図表1)。

4. 手順③ 評価の観点と評価の基準の決定

ルーブリックの評価の観点は、何を評価するのかを示すものである。評価の観点は、3で示した類型化の結果をそのまま用いた。そしてそれに実習に行く際に最も実習生に意識してほしい人権の尊重を加え、評価の観点を以下の5つとした。①人権の尊重、②授業への出席・遅刻・早退、③事前授業での学習への取り組み、授業課題への取り組み、④実習先への連絡、書類の提出、訪問教員への連絡、⑤その他のルールである。

ルーブリックの評価の基準とは、目標に準拠した評価の基準であり、質的な段階に分けて達成度を判断する基準を示したものである²⁾。評価の基準は、現在の指導の実情と照らし合わせて3つの項目に分けた。現在、実習へ行くことが妥当であるかどうか懸念される学生がいた場合、まず授業担当者で協議を行い、教員が学生と面談し実習の意志を確認する。複数回の面談後も改善が見込まれない場合には再度学生と面談し、実習の事前指導科目の単位を出すことが難しいことを伝える。そして学生

図表1 内容の類型化を行った実習前の授業ルール

<p>① 授業への出席・遅刻・早退</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習事前事後指導を第一に考え、自己の都合を優先しないことは言うまでもない。 ・「保育実習指導」の授業を欠席することや、提出物の期限を守らない、授業のルールを順守しないなどの行為が見られ、学外での実習に支障があることが予測される場合には、事前に実習を中止とする場合がある。 ・保育実習の事前指導(科目名は2～3年：保育実習指導ⅠA(施設)・ⅠB(保育所)、4年：保育実習指導Ⅱまたは保育実習指導Ⅲ)は、実習を円滑に進めるために不可欠のものであるため、原則としてすべての授業に出席することが必要である。
<p>② 事前授業での学習への取り組み、授業課題への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校で学習した内容に関する自分の理解している点、不十分な点を認識し、今後の学習・研究課題を見いだせるように取り組む必要がある。 ・保育士として資格を取得するためには、厚生労働省で指定された大学・短大および養成所において、定められた教科を習得し、保育士としての専門知識・技能を身につけなければならない。 ・保育実習ⅠA・ⅠB、保育実習Ⅱあるいは保育実習Ⅲは、そのために不可欠の授業科目となっている。3ページの表1に示されたすべての単位を修得しなければならない。 ・「保育実習指導」の授業には、必ず出席して準備やまとめをしっかりと行うこと ・「保育実習指導」の授業を欠席することや、提出物の期限を守らない、授業のルールを順守しないなどの行為が見られ、学外での実習に支障があることが予測される場合には、事前に実習を中止とする場合がある。 ・提出物は、期日を守って提出することが求められる。
<p>③実習先への連絡、書類の提出、訪問教員への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出物は、期日を守って提出することが求められる。 ・「保育実習指導」の授業を欠席することや、提出物の期限を守らない、授業のルールを順守しないなどの行為が見られ、学外での実習に支障があることが予測される場合には、事前に実習を中止とする場合がある。 ・保育実習においては、保育所、施設どちらの実習でも食事介助などに携わるため、実習開始前に細菌検査(検便)が必要である。実習開始初日の約1ヶ月前で、指定された日程内に必ず検査を行い、証明書を発行してもらう。 ・各実習に臨む際、「麻疹」「風疹」の抗体が陽性であること、もしくは予防接種を規定回数接種済みであることが必須である。そこで、保育実習においては、原則として下記の①～③のいずれかを実習先に提出すること。 ・本学では、検査業者の微生物検査キットを利用して、学生自らが個別に細菌検査を行い、証明書を発行してもらうまでの手続きを行ってもらう予定である。 ・4月に行われる健康診断を受け、その結果を健康診断証明書として実習先に提出する。実習予定の学生は4月の健康診断を必ず受ける必要がある。 ・実習に関して、ライフデザイン学部では施設への謝礼金等で、保育実習ⅠA(施設)、保育実習ⅠB(保育所)、保育実習Ⅱ(保育所)または保育実習Ⅲ(施設)にそれぞれ実習料が必要となる。納入時期や納入金額は、入学年度により異なるため、注意する。実習料の納入等の連絡は4月上旬および9月下旬となり、納入日および納入方法については中央掲示板にて必ず確認をすること。なお、納入方法は赤羽台事務課前の証明書自動発行機にて納入し、出力される「申込書・納入書・受領書」を赤羽台事務課教務関係窓口にて提出すること。 ・保育実習は事前に、各種の書類、事前確認を要する書類等が必要であるので、定められた期限までに完成したものを実習指導室に提出すること。実習生個人票、学生出欠簿、実習評価票、誓約書、健康診断証明書は、あらかじめ大学より実習先へ送付する。 ・実習訪問指導連絡票は、各自が実習訪問指導教員に提出すること。 ・各実習の実習指導担当者とは日程を調整のうえ、事前に訪問し、交通経路の確認、施設見学をはじめ、事前打合せのためのオリエンテーションを受ける。 ・オリエンテーションには、必ず出席しなければならない。
<p>④その他のルール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生の家族等が勤務している施設には、原則として実習の配置を行わない。そのため該当の施設がある場合には、できるだけ早く(実習の前年度までに)実習指導室へ事前に申し出ること。 ○実習指導室や教員よりメールまたは電話で緊急の連絡が行われる場合がある。その場合速やかに返信を行わなければならない。実習先から直接連絡があった場合には、実習指導室または教員に相談の上返信を行うこと。 ○転居をした、実習時に転居の予定を、実習指導室に報告、相談をしていない。

には次年度以降に再履修を行うか、卒業を優先するかを家族と協議して決定することを促している。そのため評価の基準は、①実習へ行く、②授業担当者と面談し実習の意志を確認する、③実習中止または実習指導科目の評価は不可となる、の3つの基準とした。

5. 手順④ レベル別に記述された評価項目の作成

決定した評価基準と、評価の観点に対してレベル別の評価基準の仮の項目を作成した。項目は、「実習の手引き」に記述された内容を基準として「～しなければならない」と示されている内容を「実習へ行く」の項目へ入れた。文章は、意味を読み取ることができる最低限度の文章に簡略化した。「授業担当者と面談し意志を確認する」の項目は、実際に過去5年間の面談の実情に合わせて項目を入れた。作成した試案は、授業の科目担当で協議を行い、了解を得た。その結果作成されたルーブリックが図表2の項目である。

図表2 教員が作成したルーブリックの内容

評価の基準 評価の観点	実習へ行く	授業担当者と面談し実習 の意志を確認する	実習中止または実習指導科目 の評価は不可となる
①人権の尊重	他者を尊重する行動をとることができる。		暴力・暴言・いじめ・SNSへの書き込みによる人権侵害を行う。
②授業への出席・遅刻・早退	事前事後指導の授業はすべての授業に出席をする。自己都合で欠席しない。	事前事後指導の授業を連絡なしに欠席・遅刻・早退する。自己都合で欠席をする。	事前事後指導の授業を連絡なしに2回以上欠席をする。
③事前授業での学習への取り組み、授業課題への取り組み	実習の準備としてすべての授業内容を理解できるように取り組み、授業課題は期日を守り提出する。	授業中の睡眠。授業担当教員への連絡なしの提出物の遅延。	授業課題を提出しない。提出期日を破ることが複数回ある。
④実習先への連絡、書類の提出、訪問教員への連絡	実習に関する提出書類は期日を守り提出する。実習先と訪問教員への連絡を行う。	授業担当教員への連絡なしの提出物の遅延。	提出書類の期日を守らないことが2回以上ある。
⑤その他のルール	実習指導室・教員・実習先からの連絡に対し速やかに返信する。実習先からの連絡は教員に相談の上返信する。		実習指導室や実習先からの連絡に返信しない。定められた連絡（転居・親族の園等）を行わない。

ルーブリックの標題については「保育実習事前指導のルーブリック」としていたが、協議の結果、「自分を振り返る」という意味を強めるために「セルフチェック」という言葉を入れる提案があり、標題を「保育実習の実習準備 セルフチェック・ルーブリック」とすることとした。

IV 学生が参加したルーブリックの作成

1. 対象となる授業の概要

本章では、学生が作成に関与したルーブリック作成のプロセスについて概説する。

教員によるルーブリックを作成する対象とした授業は、3年次前期の保育実習指導Ⅰの授業である。授業対象の3年生は、それまでに保育実習（施設）を経験している。本授業の履修者は85名であった。

学生がルーブリック作成を行うのは初めてである。第1回目の授業内でルーブリックの作成を依頼し、第2回目の授業で教員がまとめたルーブリックの配布を行った。

本章では、学生が項目作成に関与したルーブリック作成の手順について説明する。作成のプロセスは再現性を高めることができるように詳細に示すこととする。学生の案をまとめるプロセスは一人の教員が行い、その案を授業担当の教員全員で協議し修正した。

2. 手順① 授業内での学生による項目の作成

はじめに教員が周囲の人と4人程度でグループに分かれるように指示を出し、22のグループに分かれて作成を行った。学生に配布するルーブリックは、評価の観点と評価の基準、そして評価の基準中の「実習に行くことが可能である」の具体的な項目が示され、他の具体的な項目は空欄のものとした。それぞれのグループで評価の観点ごとに、「実習中止または実習指導科目の評価は不可となる」行動について記述することを依頼した。項目を考える際には、客観的に判断することができるように行動レベルで記述することを説明した。17分間の話し合いの後、各グループから回収し、この結果を教員がまとめて配布することを約束した。

3. 手順② 学生が記述した結果と教員がそれをまとめるプロセス

22のグループで学生が作成した項目は、「人権の尊重」が56項目、「授業の出席・遅刻・早退」が29項目、「実習に向けての責任をもった学習」が39項目、「実習先への連絡、提出物、教員への連絡」が42項目であった。これらを実評価の観点毎に内容の類似性に基づいて類型化し、類似した項目ごとに最も厳しい項目と、最も易しい項目を抽出した。例えば欠席に関しては、「無断欠席1回以上」で実習中止としたグループと、「無断欠席3回以上」で実習中止としたグループがあった。課題の提出期日についても、「1回以上守らない」場合に実習中止としたグループと、「3回以上守らない」場合に実習中止としたグループがあった。同様に実習先や教員への連絡についても「1回でも連絡を怠る」と実習中止としたグループと、「連絡を一切しない」を実習中止としたグループがあった。このように正確にカウントできる項目に関しては中間の数値をとって「2回以上」とした。

数値化できない項目については、教員が作成した項目を基準にして、教員が示していない項目を抽出した。たとえば、人権の尊重についての項目としては、学生独自の意見として「他者を無視する」「他者を差別する」項目を複数のグループが挙げていた。そのためそれらの項目を加え、実習中止の項目を「暴力、暴言、無視、差別、いじめ、プライバシーの暴露等の人権侵害行為を面前、メール、SNSへの書き込み等により行う」とした。また学習の取り組みの項目では「課題を人のものを書き写す」という教員が発想しにくい意見があった。実習先への連絡では「実習先からの連絡を教員に相談せずに返信する」と特に2年次までの実習指導で繰り返し指導が行われた項目が挙がっていた。この二つの項目は客観的評価が可能であり項目に加えた。

また人権侵害やその他には「言葉遣いが悪い」のように敬語や言葉遣いについての記述があったが、言葉遣いが悪いことを実習中止の理由にはすることは妥当とは言えず、客観的評価も難しいとの判断から「実習へ行くことができる」項目に「適切な言葉遣いができる」の項目を加えることとした。

項目には入れなかった学生の意見は以下の通りである。5つのグループから「自己中心的」が挙げ

られており、「自分勝手な行動」も二つのグループが挙げていた。人権の尊重では「不愛想」、「教員の指示や話を聞かない」、「子どもを見下す」、「子どもをばかにする」が挙げられている。これらは客観的な評価と授業での評価が難しいことから項目には入れていない。その他の項目としては、「だらしない服装」、「ピアス」など外見の項目が挙げられたが、これらは実習中の項目のため除外した。このようなプロセスによって案を作成し、授業担当者と共有したが項目について変更案は特に出なかった。

4. 学生の関与により作成されたルーブリックの内容

「実習中止または実習指導科目の評価は不可となる」に関して、学生が案を出し教員が項目をまとめたルーブリックの項目と、教員が作成したルーブリックの項目の違いは、図表3の通りである。相違する部分には下線を引いている。

図表3 教員作成の項目と学生の関与により作成された項目の比較（不可の内容のみ）

	教員が作成した「実習中止または実習指導科目の評価は不可となる」の項目	学生が意見を出し教員が取りまとめた「実習中止または実習指導科目の評価は不可となる」の項目
①人権の尊重	暴力、暴言、いじめ、プライバシーの暴露等の人権侵害行為を面前、メール、SNSへの書き込み等により行う。	暴力、暴言、無視、差別、いじめ、プライバシーの暴露等の人権侵害行為を面前、メール、SNSへの書き込み等により行う。 <u>挨拶や返事をしない。</u>
②授業への出席・遅刻・早退	事前事後指導の授業を連絡なしに2回以上欠席をする。	事前事後指導の授業を連絡なしに2回以上欠席をする。
③実習に向けての責任をもった学習への取り組み	授業課題を提出しない。 提出期日を守れないことが複数回ある。	授業課題を提出しない。 提出期日を守れないことが複数回ある。 <u>課題を人のものを書き写す。</u>
④実習先への連絡、書類の提出、訪問教員への連絡	実習に関する提出書類の期日を守らないことが2回以上ある。内容の不備が著しく、注意をされても改善しない。	実習に関する提出書類の期日を守らないことが2回以上ある。内容の不備が著しく、注意をされても改善しない。
⑤その他のルール	実習指導室や実習先からの連絡に返信しない。 定められた連絡（転居・親族の園等）を行わない。	実習指導室や実習先からの連絡に返信しない。 定められた連絡（転居・親族の園等）を行わない。 <u>実習先からの連絡を教員に相談せずに返信する。</u>

V ルーブリックの活用による授業の実施とその結果

1. 教員が作成したルーブリックを提示した授業とその結果

本節では、教員が作成したルーブリックを用いた授業の進め方と、ルーブリックを用いた中間評価・最終評価の結果について報告する。

(1) 授業形態の概要と、出席・提出物管理の方法

教員が作成したルーブリックを用いた4年生の保育実習指導Ⅱは、履修者57名を約14名ずつの4グループに分け、4名の科目担当教員がそれぞれのグループを担当している。毎回の出欠や課題提出の管理はグループ担当が責任を持って行い、科目担当の全教員がアクセスできる共通の管理表に、それぞれの学生の状況を書き込み、教員間で共有している。

第1回の授業で教員が作成したルーブリックを配布し、授業のルールを確認した。続いて第10回の授業で中間評価を行い、実習前最後の授業となる第12回の授業で最終評価を行った。

(2) ルーブリックの配布と説明

第1回の授業で、教員が作成したルーブリックを配布し説明した。その際に、実習を行うにあたって教員も実習生も社会的責任を担っていること、例年は複数回授業欠席がある場合は面談の上で実習への意志を確認し、場合によっては実習を中止にしてきたこと、しかしそのような重大な評価の基準は客観的でなければならないことを説明した。その後、ルーブリックの見取り方、すなわち評価の観点である縦軸、そして評価基準である横軸の説明をした後に、各自で項目を読む時間をとった。自身で内容を読み理解を促すため、項目を教員が読み上げることはせず、各自で確認した上で担当教員がグループ内を周り、質問や意見を受け付ける時間をとった。

(3) 中間評価の実施とその結果

第10回の授業で中間評価として、全体にルーブリックを配布し、自分のこれまでの学習状況について自己評価を行った。第6回～第9回までの授業が模擬保育を行う回であり、教室移動を伴うなどの事情により第10回での実施となった。大教室に集まり、一人の教員が全体に向けて、ここまでの自身の取り組みを振り返り、自分の学習状況に該当する項目に○をつけるよう、指示をした。ルーブリックの評価方法がわからない学生がいた場合には、教員がグループの近くを周り、評価方法の助言を個別に行った。自己評価後は、グループ担当教員が回収し、教員のつける管理表と照らし合わせた。

初回の授業で欠席をした学生が2名いたが、ルーブリックを配布する以前の欠席であり、その後の出席状況や態度は良好であった。そのため、この時点で面談対象の学生はいなかった。

(4) 最終評価の実施とその結果

実習前最後の授業となる第12回の授業で、最終的な評価を行った。中間評価と同様に大教室に集まり、一人の教員が全体に向けて、第1回からここまでの自身の取り組みを振り返り、自分の学習状況に該当する項目に○をつけるよう指示をした。無記名で回収し、グループ担当教員がそれぞれのグループのものを確認した後に、一人の教員が回収、集計した。全57名中、2名が「事前事後指導の授業を連絡なしに欠席・遅刻・早退する。自己都合で欠席をする。」の項目に○をした。その2名の欠席理由は、面談対象に該当しないものであったため、面談は実施しなかった。

したがって、ルーブリック配布後は全員授業ルールを遵守し、面談の対象となる学生もいなかった。

2. 学生が作成したルーブリックによる授業とその結果

(1) 授業形態の概要と、出席・提出物管理の方法

学生が作成したルーブリックを活用したのは、3年生の保育実習指導Ⅰである。保育実習指導Ⅱと同様に、履修者85名の学生を17名ずつの5グループに分け、5名の科目担当教員が1グループをそれぞれ受け持っている。その他、出席や提出物の管理方法は、前述の保育実習Ⅱの授業と同様である。

第1回の授業でルーブリック作成を依頼し、翌週の第2回の授業で学生の意見をまとめて完成したルーブリックを配布し、説明した。第8回の授業にて中間評価を行い、実習前の最終回となる第13回の授業で最終評価を行っている。

(2) ルーブリックの配布と説明

ルーブリックの作成を依頼した第1回の授業の進め方は、第4章に示したとおりである。その後、学生から出た意見をまとめたルーブリックを配布した第2回の授業では、2名の教員が対話形式で説明を行った。「〇回欠席があるとうどうですか?」、「連絡なしでの欠席は、1回でもまずいですよね?」など質問を投げかけながら、状況のイメージを喚起しやすいように説明した。最後に科目主担当教員が「では一緒に考えたこの表に基づいて、実習に行ける状態かどうか判断していきますね。教員の方も、どのようにしたらみなさんが意識を高く実習の準備ができるか、一緒に考えながら進めています。このルールをこれから守っていく、ということで頑張りましょう。」と全体に声をかけて、説明を終えた。

(2) 中間評価の実施とその結果

第8回の授業で中間評価として、全体にルーブリックを配布し、自分のこれまでの学習状況について自己評価を行った。実施の方法は、5章1(3)にある保育実習指導Ⅱの進め方と同様である。

この時点までで3名が「授業担当者との面談で実施の意志を確認する」に該当し、面談対象となった。うち1名は実習辞退、もう2名は面談にて、課題の遅延と、その後の対応について、方策を考えた。その後、課題提出遅れ等は一度もなかった。

(3) 最終評価の実施とその結果

実習前最後の事前指導となる第13回の授業にて、最終的な評価を行った。中間評価と同様に、大教室に集まり、一人の教員が全体に向けて、第1回からここまでの自身の取り組みを振り返り、自分の学習状況に該当する項目に〇をつけるよう、指示をした。無記名で回収し、グループ担当教員がそれぞれのグループのものを確認した後に、一人の教員が回収、集計した。

履修者のうち、1名が面談の対象となり、課題への方略を一緒に考えた。その後、現場実習を最後まで前向きに終えた。

3. ルーブリックを活用した年度と活用しなかった年度の比較 考察

本節では、ルーブリックを活用した2022年度と活用しなかった2021年度の出欠状況と提出物の提出状況の比較を行う。比較対象科目は、2021年度保育実習指導Ⅰと2022年度保育実習指導Ⅰ、及び2021年度保育実習指導Ⅱと2022年度保育実習指導Ⅱである。なお当該科目は実習指導の科目のため、一部の授業は実習後に行うことになっている。そのため、本研究で対象とする授業は、実習事前指導にあたる4月から7月の期間に行われた保育実習指導Ⅰの13回、保育実習指導Ⅱの12回の授業であり、

2022年度においては、ループリックの配布後（第1回の授業にて配布）を対象とする。また、2021年度はコロナウイルス感染症の拡大から、隔週でオンライン授業を実施したが、2022年度はすべて対面で行った。

履修者数は、以下の通りである。2022年度の保育実習指導Ⅰは85名（うち辞退者3名）、保育実習指導Ⅱは57名であり、2021年度の保育実習指導Ⅰは89名（うち辞退者1名）、保育実習指導Ⅱは59名（うち辞退者1名）であった。辞退者とは、授業を履修していたが、実習前・実習中に実習辞退の申し出があった学生数である。なお、2022年度の保育実習指導Ⅰの辞退者3名の内、1名はループリックに従って面談を行い、「実習辞退」の申し出に至った学生であり、残りの学生2名は自己都合にて実習を辞退している。

（1）年度ごとの欠席者及び遅刻・早退者の比較

まずは欠席者の比較を行う。保育実習指導Ⅱは、2021年度が0名、2022年度は9名であり、欠席者は増加していた。保育実習指導Ⅰは、2021年度が7名、2022年度は2名と、欠席者は減少していた。なお、新型コロナウイルス感染症による欠席は含めていない。

保育実習指導Ⅱのループリック配布後の欠席者9名のうち、事情があった欠席が2名、体調不良が7名、事前に連絡がなかった欠席が0名である。また保育実習指導Ⅰにおいても、事前に連絡がなかった欠席は1名であり、複数回欠席による面談や実習中止は無かった。2021年度は、授業の半数はオンライン授業だったため、欠席者の少なさはその影響があると考えられる。

次に年度別の遅刻・早退者数である。保育実習指導Ⅱは、2021年度の遅刻者は4名、早退者0名であり、ループリックを活用した2022年度は遅刻者1名、早退者0名という結果であった。なお、2022年度の遅刻者1名については、事前に遅刻する旨の連絡があり、遅刻理由も明確だったため、ループリックに従った面談は実施していない。保育実習指導Ⅰは、2021年度の遅刻者は3名、早退者1名で、ループリックを活用した2022年度の遅刻者は0名、早退者0名であった。

本研究の結果では、保育実習指導Ⅰ、保育実習指導Ⅱともに遅刻者・早退者が減少していた。2021年度は隔週でオンライン授業を行っていたことから、「インターネットに接続できない」等アクセス状況が理由の遅刻があった。2022年度は全回対面授業で行ったため、2021年度よりも2022年度の遅刻が減少しているという結果は、授業の実施形態に影響を受けている可能性もある。そのため単純には比較できず、ループリックを活用した効果と結論づけることはできない。

（2）年度ごとの課題の提出状況に関する比較

次に年度ごとの提出物の提出状況について比較を行う。2021年度は隔週でオンライン授業を行っており、総課題数が2022年度より多くなっている。

保育実習指導Ⅱは、2021年度の総課題数は5件で、そのうち6名の学生が遅延提出および未提出が1回ずつあった。2022年度の総課題数は4件で、遅延提出及び未提出は0件であった。そのため、課題の遅延提出や未提出については、2021年度より減少していた。

保育実習指導Ⅰでは、2021年度の総課題数は11件で、遅延提出および未提出が1回の学生は12名、2回以上は2名であり、2022年度の総課題数は8件で、遅延提出および未提出が1回の学生は2名、2回以上は1名であった。

課題は、授業の実施形態によって、インターネット上のみの提出等提出方法が異なるため、一概に

比較することはできないが、保育実習指導Ⅰ、保育実習指導Ⅱともに、前年よりも課題の遅延提出および未提出が減少していた。

保育実習指導Ⅰのルーブリックの課題に関する記載は、「授業担当教員への連絡なしの提出物の遅延がある。」に該当した場合は、担当教員と面談、「授業課題を提出しない。提出期日を守れないことが複数回ある。課題を人のものを書き写して提出する。」「実習に関する提出書類の期日を守らないことが2回以上ある。内容の不備が著しく、注意をされても改善しない。」に該当した場合は、実習中止と記載していた。そのため、遅延提出・未提出の学生3名とはルーブリックに従って面談を実施した。

(3) ルーブリックに従って実施した面談数

保育実習指導Ⅱは、遅延提出・未提出や、理由なく授業を欠席する学生がいなかったため、面談は実施していない。保育実習指導Ⅰでは、ルーブリックに従って学生4名と面談を実施した。ルーブリックの評価での該当内訳および該当評価数の内訳は、「③実習に向けての責任をもった学習への取り組み」に該当した学生が3名、「④実習先への連絡、書類の提出、訪問教員への連絡」に該当した学生は3名であった。内2項目に該当した学生は2名である。このことから、学生は、提出課題の提出期限・資料を印刷し忘れるといった授業への姿勢に課題があることがわかった。

学生4名と面談を実施し、「なぜ面談を行うか」、「ルーブリックのどの項目に該当するか」を明示した。学生はそれぞれに自身の学習状況を理解し、課題や授業の取り組み方に自己決定をした。その内、3名が実習を行い、1名が実習辞退となった。

4. 学生の作成の関与の度合いによる比較

本節では、教員が作成したルーブリックを活用した保育実習指導Ⅱと、学生が作成に関与したルーブリックを活用した保育実習指導Ⅰの出欠状況や提出物の提出状況を比較していく。

ルーブリック配布後に事前連絡が無かった欠席は、保育実習指導Ⅱは0件、保育実習指導Ⅰは1件である。また、遅刻および早退の状況においても、保育実習指導Ⅱは遅刻1件、早退0件で、保育実習指導Ⅰは遅刻、早退ともに0件であった。そのため、保育実習指導Ⅱと保育実習指導Ⅰでは、出席状況についてはほぼ差はないといえる。

課題等の提出状況は、保育実習指導Ⅰでは総課題数が8件のうち、遅延提出および未提出が1回のみの学生は2名、2回以上の学生は1名であった。保育実習指導Ⅱは総課題数が4件のうち、遅延提出および未提出ともに0名であった。ルーブリックの作成に学生の関与を促した保育実習指導Ⅰが保育実習指導Ⅱより、課題の遅延提出及び未提出者が多いという結果であった。

ただし、総課題数が異なり、また例年4年次の保育実習指導Ⅱの方が、3年次の保育実習指導Ⅰよりも課題の提出状況が良い傾向がある。実際に2021年度保育実習指導Ⅱの総課題数は5件で、6名の学生が遅延提出および未提出1回ずつ、2021年度保育実習指導Ⅰの総課題数は11件で、遅延提出および未提出が1回の学生は12名、2回以上は2名であった。総課題数、及びそれまでの実習やその他の経験が課題提出に影響している可能性は拭き切れず、ルーブリックの作成方法による違いと断定することはできない。

VI 総合考察

1. ルーブリックを活用することの学生にとっての意義と課題

本研究は、保育実習に向けて学生が授業のルールを遵守できるよう、学生の自律的な行動を促す学習方法としてルーブリックの作成を試み、その効果を検討してきた。保育実習指導Ⅱでは教員が作成したルーブリック、保育実習指導Ⅰでは学生自身が作成に関与したルーブリックを活用した。

本研究の結果から、実習の事前指導においてルールの自律的な遵守を目的にルーブリックを活用する学生にとっての意義は、次の3点が考えられた。一つ目は、具体的な行動を表す記述語を示すことにより、学生に明確な行動目標の理解を促した点である。そして二つ目の意義として、ルーブリックは、明確な目標の理解を促すだけでなく、学生が理解した行動目標に向かって、自律的に行動に移す動機づけの機能も含んでいるのではないかと考えられた。三つ目は、学生の客観的な自己評価を促した点である。

まず目標の明確な理解と学習への動機づけへの影響について述べる。前述のとおり、従来本学では、授業ルールの周知を、実習の手引きや配付資料と口頭で説明を行ってきた。この方法は、実習不可となる状況、つまり最も望ましくない姿を記述しており、実習準備にあたって実際に学生がとるべき行動は示していない。そのため、目指す姿や現在の自分の到達状況が不明確であり、学生が学びの過程に見通しを持って学習することは難しい。

学生が自身の学習状況をメタ認知し、自ら学習の方向づけを行うことが可能であれば、より動機づけが高まり、学習効果も高まる²³。ルーブリックの活用により、学生は明確な目標を認識し、学習状況をマトリクス上の現在地として視認し、自己調整して学習に向かうことができる。実際に一部の学生が提出物遅れで面談実施の段階となった場合も、ルーブリックと照らし合わせ、「現在、この位置にいるので面談を行います。今後実習に行ける状態となるように、何が原因であるか、どのように行動を改善していくか話し合しましょう。」という教員の呼びかけがなされた。学生は「教員から呼び出されたため」ではなく、面談の理由と目的を納得した上で面談に臨むことができる。そして「今後何をどの程度行えば良いのか」が明らかであるために、面談ではそのための方略について考え、「今後テスト期間に入ると課題が多くなるので、今のうちに学習を進めておこう」、あるいは「このままでは実習に行ける状態ではないので、アルバイトはしばらく控えて学習時間を増やそう」などのように、自己の判断で計画して学習に向かうことができた。以前のような厳格なルールのみを学生に伝える場合は、学生自身が自己調整を行う余地がなく、自律性を阻害する要因にもなりかねない。それどころか、「教員に管理されている」という意識や、「締切りは自己管理しなくても、教員が指示してくれる」といった受け身の学習態度につながりかねない。

以上のような、ルーブリックの活用による目標の明確な理解や学習への動機づけへの影響については、実習や演習を対象とした複数の先行研究²⁴でも報告されている。例えばルーブリックを看護実習での自己評価に用いた研究²⁵では、評価基準の可視化により、求められる学習内容を学生が行動レベルで理解し、評価をもとに学生が日々の計画を変更し、自発的に学習に取り組むことができたという報告がなされている。本研究は、「実習の事前指導において、学生が自律的に授業のルールを遵守する」という目的でルーブリックを活用したことに独自性があるが、本目的においても、パフォーマンス評

価の一つとしてルーブリック活用の意義があったと考える。

また本研究では、教員作成のルーブリック活用に加えて、学生が作成に関与したルーブリックも活用した。今回の結果から、学生の作成の関与の度合いによる明確な数値差は確認されなかったが、その作成のプロセスには、自律的な動機づけにつながる以下3つの要因があるのではないかと考える。一つ目は、学生自身が学習目標の設定に関わり、主体性を意識づけられる点、二つ目は、自分にとってなぜそのルールが必要なのか、意味や価値を考える機会になる点、三つ目は学生同士や教員との話し合いを伴うことにより、良好な関係性の構築や、意見を尊重される安心感につながる点である。

ルーブリックの作成の過程で、自ら目標設定を行うことで、学生は自分が学習の主体であると意識することができる。またルーブリックの項目を考える過程で、「課題提出の遅延が何回くらいあると、実習に行くのにふさわしくない状態なのか」という一つ一つの問いと向き合うこととなる。学習活動に意味と目的をもつことは、学習への意志や意欲に影響を及ぼす²⁶。授業の目標と、実習生として現場実習に行くことができる状態とをすり合わせていく過程は、授業ルールの価値や意味を考え、保育士を目指す自分にとって必要不可欠なルールとして自分の中に取り込み、目的を明確化していく過程とも言える。そしてルーブリック作成にあたって、学生同士で話し合い、また教員も含めて意見交換し、授業ルールを決定していく行為は、他者と互いに関与し合い、同じ目的に向かっているという心理的なつながりや、意見を尊重し大切にされている安心感にもつながり得る。授業ルールの遵守は、授業内容そのものの習得と比して、ともすると外的な要求によりやむを得ずやる、という他律的な動機づけに陥りやすい。しかしながら、学生がルーブリック作成の過程で目標を自ら設定し、ルールの意味を考え、意見が尊重されたりサポートが受けられたりする安心感を得ることは、学生の自律的な動機づけを高める要因となり得るのでではないかと考える。

三つ目の意義、学生の客観的な自己評価を促した点では、今回自分の学習状況を確認し、課題提出や実習実施について自己決定するケースがあった。ルーブリックは、課題提出や時間管理に課題があり、実習の遂行が難しいと予測される学生の自己評価を容易にし、学生を守ることにもつながると考えられる。

2. 学び続ける保育士としてのルーブリック活用の意義と課題

学生たちは、大学を卒業後不確実で複雑で変化が加速化する社会を生きていく²⁷。卒業後、養成校で学んだ知識はすぐに古くなるだろう。保育士養成においても生涯学び続ける保育士を養成する必要性が高い。保育士に限らず高等教育の主な目標は生涯学習者を育てることであり、自ら新しい知識を獲得、保持、検索できる意図的、自律的、自己主導的な学習者を育てることである²⁸。

自ら主体的に学び続けるためには、リスクの回避や失敗、注意散漫、単なる怠惰に打ち勝つ自己コントロールの能力や、自己を客観的・批判的に振り返る能力が必要となる²⁹。先延ばしをする癖をもつことは成功を妨げる³⁰。満足を先延ばしにする自己規律や、先延ばしにせずすぐ課題にとりかかることなどの行動を獲得することは、提出物の期日を守るといったルールが遵守できるというだけでなく、学習の成果全体へ影響を与えるものである³¹。

学外実習の事前授業で必要なルールは、すべてが保育士の職務として最低限必要なルールである。人権の尊重、健康管理、時間管理は職務に欠かせない。保育所の保育士は、個別の子どもと関わりな

がら多くの子どもの目を配り安全を守るなど複数の職務を同時に行う必要がある。注意が分散される出来事があっても、必要な保護者への連絡を行うなど優先順位をつけて行動することも必要である。

しかし時間割や学習内容が細かく決められた日本の学校教育のなかでこのような能力を身につける機会は少ない。大学では学生の自己決定の機会が増えるが、科目によって欠席や途中退席をしても問題とならず授業に出席するだけで単位を修得できるという誤学習をする可能性もある。ルーブリックで実習の授業の明確な学習ルールを明示することは、改めて他の授業科目との違いを示し、学外実習の責任の重さと学内での事前学習の必要性の高さを認識する機会となると考えられる。

また「提出物の期日を守る」といったルーブリックの一つひとつの項目を保育士の職務内容と結び付けて、そのスキルを身につける必要性を伝えることも学生の動機づけとなり自律的な行動を促すと考えられる。今年度は自己評価の基準を「実習に行くことができる」のように示していたが、たとえばこの基準を「実習生として子どもと園に貢献できる」のように、価値を含んだ基準とすることで、学生にそれぞれの具体的な行動の意義を伝え動機づけにつながると考えられた。

3. ルーブリックを活用する教員にとっての効果と課題

実習の事前授業におけるルーブリックの作成と活用は、授業を行う教員にとっても意義があった。

まずルーブリック作成のプロセスには三つの意義があった。一つ目は教員自身が客観的に日頃の指導を振り返る機会となったことである。学生がルーブリックの項目を考えた授業では、教員がそれまでの授業で指導をしている項目が多く上がるとともに、指導をしても学生が意識をしておらず学生には届いていない項目が明らかになった。また口頭では指導していても実習の手引きには入れておらず明文化していなかった項目が明らかになった。二つ目に目標を文章化することは教員間の規範意識や価値のすり合わせを行う効果をもたらした。三つ目に初めて実習指導の科目を担当する教員にも授業や面談のルールを共有化しやすいという利点があった。

次に教員としてルーブリックを活用することには三つの意義を挙げることができる。

一つ目は、「人権の尊重」「授業への出席・遅刻・早退」「事前学習での学習への取り組み、授業課題への取り組み」「実習先への連絡、書類の提出、訪問教員への連絡」「その他」という5つの評価の観点があることで、個別の学生の状況の把握や共有が容易になることである。たとえば出席や遅刻があり提出物や連絡も遅れる学生と、授業課題のみが遅れる学生にはその原因に違いがあると考えられる。

二つ目は面談を行う判断が行いやすかったことである。ルーブリックを基準とすると教員間で面談するかどうかの判断が相違することが起きにくい。

三つ目は、学生との面談で学生の理解を促しやすくなったことである。学生との面談では、ルーブリックを使用することで学生が自らの現状を把握することを視覚的に助け、面談の回数が減少した。実習の事前指導では、毎年数人の学生と個別に面談を行っている。例年では5回以上の面談を行う学生もいたが、ルーブリックを活用した年度は少ない回数で学生が自己の状況を把握できていた。これは学生と面談する際にルーブリックを目の前において視覚的な補助とし、学生自身に現状の説明を促すことで自身の状況を客観的に把握しやすいためと考えられる。この点は学生にとっても利点だと考えられる。

課題にはルーブリックの活用方法がある。ルーブリックは教員の活用する姿勢や方法によって学生の学びを促す効果が異なると考えられた。たとえば保育実習Ⅱでは、今年度は時間の都合で教員がルーブリックを学生に配布し項目を説明することのみを行ったが、この方法では学生は「教員に行動を管理される」という意識を持ちかねない。教員が作成し配布したルーブリックよりも学生自身が項目を考える方法をとった授業の方が、学生がルールを考えたという意識を持てると考えられた。学生の学習を促進するには、学生のストレスレベルを下げ、動機づけを促し、自己効力感を高め、信頼やサポートなどが感じられる肯定的な雰囲気を意識的に作り出すことが効果的である³²。教員が授業のルールを説明する、成績評価を説明することは、上記とは反対に学生のストレスレベルを上げ、場に緊張感をもたらすものである。実習の事前指導の授業は、他の科目よりも実習での注意事項やルールを示すことが多いためこのような場面が多くなりがちである。望ましい行動と望ましくない行動を授業の最初に全員に対して明示し、ルールを全員が共有して学び合う雰囲気をつくり出すことは、何かルール違反があった時にその学生に対して教員が口頭で指導をすることよりも効果があると考えられる。ルーブリックの項目を学生と共に考えることや、学生の最善の利益のためにルーブリックを作成していることや、それらの項目の意義や事例を丁寧に伝えるなど、教員のルーブリックを活用する姿勢や方法が重要である。

またルーブリックは、教員がそれを活用し意味のある問いを加えることによって学生の学びを支援することができると考えられた。たとえば「これまで履修した科目でルーブリックの「実習中止」の項目に当てはまる科目は何科目あるだろうか」、「自分が面談になりそうな可能性は何%か」などの絞り込んだ質問をすることで、自分の実情を振り返り学生の客観的な自己への省察を促すことが可能になるだろう。またルーブリックで提出物や欠席の項目を説明した後に「急にバイトが入った、ショックなことが起きるなど突然何かが起きることがある。そんなときにも提出物を忘れないようにするにはどうすればいいか」、「欠席は誰もしたくないが病気にかかることもある、体調を管理するために何をするか」といった方策をグループで創造的に考える素材とすることもできる。このように教員がルーブリックを学生自身の学びの素材とし、学生にとって意味のある問いを出すことで、学生の計画性や予測、客観的な自己統制などのメタ認知を高める、人に助けを求める行動を知る、友人との助け合いのきっかけをつくるなど学生の学生スキルの修得を促す手段の一つとすることができるだろう。

ルーブリックは、学生に目標を明示し自律的な行動を促す道具である。教員がその意義を理解し、学生自身が自律的に考え行動するための道具として捉えることで、その活用方法も変わると考えられる。ルーブリックは作成するプロセスとともに、作成後にそれを学生の資源として活用する教員の姿勢が重要である。

4. ルーブリックを活用した指導方法と他の指導方法の違い

本研究では保育実習の事前指導において、実習の規定・内規の作成や誓約書の活用を行わずに、ルーブリックを作成して活用する試行を行った。本節ではルーブリックを活用した指導方法とそれ以外の指導方法との違いについて考察する。

まず大学・学部・学科レベルでの規定の作成が指導の面から見て優れている点は、各科目担当者の心理的負担が少ないという点が考えられる。学生との面談でも「実習に行かせたいが大学で決まっ

いる」ことを理由に学生との関係を保つことができる。しかし規定では、個別の複雑な状況に柔軟に対処することが難しく、個別の事例についての協議を毎回学部や全学の会議で検討する必要性が生じる。本学でも毎月学部全体での実習会議で6種類の実習の報告協議が行われているが、学部全体の実習規定を作成し、それに基づき各事例を判断する場合には月一回の会議では不足する可能性が高い。

規定はなくても「実習の手引き」や実習オリエンテーションの資料で実習事前指導のルールを明記し、そこに欠席や提出物のルールを入れることもできる。しかし規定や実習ルールの配布に共通する課題は、実習不可の行動しか明記できない点である。実習と授業の主体は学生であり、それらにどのように取り組むかは学生自身が本来目標を立てるべきものである。教員の役割はその学生の目標設定を助け、学びを促すことである。何をすべきかを示される規定よりも、目標となる行動を具体的に示すことができるルーブリックの方が、学生の自律性を高め、教員としての役割を果たすという点では優れていると考えられる。

「私は責任感をもって実習の授業と実習に取り組めます」といった誓約書に署名することは、実習に対する心構えとして一定の効果があると考えられる。また「以下のような行動があった場合実習が中止になっても異議はありません」という承諾書に実習生と保護者が署名することは、不当な苦情申立の防止につながる利点があると考えられる。これらと比較してルーブリックの活用の優れている点は、学生自身が具体的な行動目標をもつことができる点と、活用方法によっては規定や誓約書よりも、学生と教員の信頼関係を深めることができる点が挙げられる。

Ⅶ 研究の限界と今後の課題

本研究の限界を2点挙げる。1点目は、コロナ禍による授業実施条件の限界である。本研究の対象となった年度は、いずれも新型コロナウイルス感染症の拡大によって授業実施に多大なる影響があった。オンライン授業が一部行われ、課題の提出方法も従来の対面での提出から、オンライン上の学習支援システムにアップロードする方法が主となった。そのため学生によっては、ネットワーク環境や機器操作上の問題が授業参加の支障となった。さらに、学生によっては前年度の実習が延期となり、前の実習を経験する前に次の実習の事前指導が始まるケースもあった。このように授業形態や課題の提出方法が変則的であり、研究開始時の学生の実習経験も均一ではなく、ルーブリック活用による効果の正確な比較検討は不可能であった。そしてコロナ禍による学生の学習機会への影響が、自律性や動機づけにも多大なる影響を与えている可能性がある。

2点目は、ルーブリック活用の結果に対する解釈の限界である。学生の行動は複雑な要因が絡み合っていて生じていると考えられる。今回の研究結果がルーブリックの活用によるものか、あるいは他の要因によるものかは明らかではない。例えば実習担当教員の個別の指導や、前年度の実習の経験、各授業での経験が学生の自律性促進の要因となっている可能性も考えられる。本研究は実証研究ではなく仮設生成型の授業研究であり、ルーブリック活用の効果の解釈には限界がある。

今後の課題として、次の2点を挙げる。1点目は、ルーブリック活用の意義を教員が共通認識し、その活用方法を授業に計画的に反映させていくことである。例えば評価に適した項目を学生が考えるための教員の問いかけ方、学生が自己評価を行うのに十分な時間、適したタイミングや頻度、教員の

サポートの方法、学生にとってより使いやすいルーブリックの管理方法等、学生の学びをより効果的にする資源として、活用の方法を検討していく必要がある。加えて、今回ルーブリックを活用した学生が、次の実習でルーブリックを使用する場合は、学生と相談し目標の基準を少し高めに設定してみるなど、目標設定の調整を試みることに検討の余地がある。

2点目は、ごく一部の学生であるが、ルーブリックで自己評価を行う際に、その評価方法を理解しておらず、同一の評価の観点で複数の項目に○をつける学生がいた点である。ルーブリックは活動に取り組む前に提示し³³、学生が評価内容や方法を理解した上で学習に入ることが重要である³⁴。今後項目の精査を検討するとともに、評価方法について具体的に例示するなど、より丁寧な活用の必要がある。

謝辞

本研究は、東洋大学ライフデザイン学部の学生の皆様、授業担当の先生方の多大なるご協力によって成り立っています。ご協力くださった皆様に、心より御礼申し上げます。

そして本授業研究は、本専攻における実習会議での議論がもとになっています。本研究のきっかけをくださった子ども支援学専攻の先生方に、深く御礼申し上げます。

引用文献

- 1 一般社団法人全国保育士養成協議会、「保育士養成倫理綱領」（2020年6月20日制定）
- 2 一般社団法人全国保育士養成協議会、「保育士養成倫理綱領ハンドブック」（2021年6月）
- 3 同上
- 4 佐藤浩一、『学習の支援と教育評価—理論と実践の協同—』、北大路書房（2013）
- 5 同上
- 6 星裕・越川茂樹、「大学教育においてルーブリックを自己評価に活用した影響と課題」、教師学研究、23（1）、21-31（2020）
- 7 スティーブンス、D・レビ、アントニア、「大学教員のためのルーブリック評価入門」、玉川大学出版部（2014）
- 8 同上
- 9 深山華織・岡本双美子・中村裕美子・松下由美子、「在宅看護学実習における学生のルーブリック自己評価表を用いた学習活動の効果」、大阪府立大学看護学雑誌、24（1）、49-56（2018）
- 10 兒玉成博・畑添涼・池寄寛人、「ルーブリック評価を用いた臨床実習における自己評価と他者評価の比較」、熊本保健科学大学研究誌、18、81-90（2021）
- 11 家吉望み・森山希・神原祐子・高橋正子・掛本知里、「看護基礎教育における『看護過程展開能力ルーブリック評価表』の教育効果の検証」、東京有明医療大学雑誌、13、53-621（2021）
- 12 宗内桂・村田由香・藤井和美・渡邊智恵、「総合看護実習におけるルーブリック導入による学習効果と課題」、日本赤十字広島看護大学紀要、21、13-24（2020）
- 13 加藤孝士・富田喜代子・原田美代子・兼間和美・湯地由美・山本健志郎・奥村英樹、「ルーブリックによる実習評価と実習後の振り返りの関係—ルーブリックの回答順に着目して—」、四国大学紀要、49、23-35（2017）
- 14 尾崎司・中村教子「現場連携による実習評価ルーブリックの開発（I）～保育所実習のルーブリック作成に関する予備的考察～」、東京家政大学研究紀要、57（1）、31-41（2017）
- 15 作山美智子・傍島智子・安藤莉香・小笠原喜美代・仙石美枝子、「在宅看護実習におけるルーブリック評価表を導入した教育効果の検討」、東北文化学園大学看護学科紀要、11（1）、29-42、（2022）

- 16 尾崎司・中村教子「現場連携による実習評価ルーブリックの開発（Ⅰ）～保育所実習のルーブリック作成に関する予備的考察～」、東京家政大学研究紀要、57（1）、31-41（2017）
- 17 スティーブンス、D・レビ、アントニア、「大学教員のためのルーブリック評価入門」、玉川大学出版部（2014）
- 18 同上
- 19 同上
- 20 秋田喜代美・市川伸一、「教育・発達における実践研究」、南風原朝和・市川伸一・下山晴彦 編『心理学研究法入門—調査・実験から実践まで—』、東京大学出版、154（2001）
- 21 中村和彦、「アクションリサーチとは何か?」、人間関係研究、7、1-25（2008）
- 22 佐藤 浩一『学習の支援と教育評価—理論と実践の協同—』、北大路書房（2013）
- 23 OECD教育研究革新センター『学習の本質—研究の活用から実践へ—』明石書店（2013）
- 24 星裕・越川茂樹、「大学教育においてルーブリックを自己評価に活用した影響と課題」、教師学研究、23（1）、21-31（2020）
- 25 宗内桂・村田由香・藤井和美・渡邊智恵、「総合看護実習におけるルーブリック導入による学習効果と課題」、日本赤十字広島看護大学紀要、21、13-24（2020）
- 26 ECD教育研究革新センター、『学習の本質—研究の活用から実践へ—』、明石書店（2013）
- 27 ファデル、C・ピアリック、M・トリリング、B、『21世紀の学習者と教育の4つの次元：知識、スキル、人間性、そしてメタ学習』、北大路書房（2016）
- 28 ニルソン、L.B.他、『学生を自己調整学習者に育てる：アクティブラーニングのその先へ』、北大路書房（2017）
- 29 同上
- 30 同上
- 31 同上
- 32 OECD教育研究革新センター、『学習の本質—研究の活用から実践へ—』、明石書店（2013）
- 33 スティーブンス、D・レビ、アントニア「大学教員のためのルーブリック評価入門」、玉川大学出版部（2014）
- 34 宗内桂・村田由香・藤井和美・渡邊智恵、「総合看護実習におけるルーブリック導入による学習効果と課題」、日本赤十字広島看護大学紀要、21、13-24（2020）

Developing and Using Rubric
in Preparatory Instruction for Childcare Internships :
To motivate autonomous compliance with rules

SUEHIRO Anri, OKAMURA Yasuhiro, TAKAYAMA Shizuko

Abstract

In this study, we attempt to create a rubric that specifies achievement goals and rules so that students can autonomously understand and follow the rules before practicing childcare. And we discuss the process and effectiveness of this rubric.

The results of the study confirm that the use of the rubric tends to improve student submission of assignments. There was no clear quantitative difference in the effect of student involvement in the creation of the rubric. The advantages of utilizing a rubric were the promotion of a clear understanding of goals and objective self-understanding, the providing of opportunities for faculty to reflect on their teaching in the creation process, and the assurance of objective evaluation through its use. Appropriate use of a rubric as a teaching tool by faculty members appeared to lead to autonomous compliance with rules and learning by students.

Keywords : childcare teacher training, preparatory instruction for childcare internships, autonomy, motivation, rubric